

岐阜県公報

目次

岐阜県都市計画公聴会の開催

(都市政策課)

ページ

公 示

岐阜県都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、瑞浪都市計画道路及び恵那都市計画道路の都市計画の変更について、岐阜県都市計画公聴会を開催するので、岐阜県都市計画公聴会規則（昭和四十五年岐阜県規則第五十九号）第三条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 日時及び会場

都市計画区域	日 時	場 所	関係市
瑞浪	平成二十四年三月二十七日（火）午後七時から	瑞浪市土岐町七二六七番地の四 瑞浪市総合文化センター講堂	瑞浪市
恵那	平成二十四年三月二十六日（月）午後七時から	恵那市武並町竹折一〇五九番地三六 恵那市武並コミュニティセンターター集会室	恵那市

二 公聴会において意見を聴こうとする都市計画変更案（素案）の概要
別記一のとおり

三 都市計画変更案（素案）の閲覧場所及び閲覧期間

1 閲覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課において閲覧に供するほか、瑞浪都市計画道路につ

岐阜県公報 号外 毎週（火曜日）（金曜日） 発行（休日当たる）

平成二十四年三月二日

いては瑞浪市建設水道部都市計画課、恵那都市計画道路については恵那市建設部都市整備課において閲覧に供する。

2 閲覧期間

平成二十四年三月二日(金)から同年三月十六日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

四 公述の申出方法

- 1 瑞浪市に住所を有する者で瑞浪都市計画区域の都市計画変更案(素案)について公聴会において意見を述べようとする者又は恵那市に住所を有する者で恵那都市計画区域の都市計画変更案(素案)について公聴会において意見を述べようとする者は、平成二十四年三月十六日(金)までに 〒五 八五七 岐阜市藪田南一丁目一番一号 岐阜県都市建設部都市政策課へ別記二の様式による公述申出書を一部提出すること。なお、郵送により提出する場合は、期限までに必着のこと。
- 2 公述申出書の提出は郵送又は持参によるものとし、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認めない。
- 3 公述の内容は、前記一で区分する都市計画区域の都市計画変更案(素案)の範囲とする。また、公述の時間は、公述人一人当たり十分以内とする。
- 4 公述人の数は会場ごとに十名以内とする。公述の申出が十名を超える場合、県は公述を申し出た者のうち意見の趣旨を同じくする者の中からそれぞれ抽選を行い、公聴会において意見を述べる者を選定の上、公聴会前日までに本人に通知する。
- 5 公聴会は地域住民の意見を聴き、案の作成の参考とするため行うものであることから、公聴会の場で公述人の意見に対し県として回答を行わない。

五 傍聴

- 1 公聴会の傍聴を希望する者は、当日直接会場へ来場すること。なお、満員の場合は、会場への入場を断る場合もある。
- 2 公聴会を傍聴する者は、次の事項を遵守すること。なお、公聴会の適正な運営を阻害したと認められる場合は、退場させる場合がある。
 - (一) 発言その他の方法による意見の表明はできない。
 - (二) 会場内において、批判を加えたり、可否を表明したり、拍手をすることはできない。
- (三) 私語を発したり、大声で笑うことはできない。
- (四) 示威的行為はできない。

- (五) 飲食又は喫煙はできない。
- (六) その他公聴会場の秩序を乱し、公聴会の進行の妨げとなるような行為はできない。

六 公聴会に関する問い合わせ先

岐阜県都市建設部都市政策課(電話〇五八 二七二 八六四九)、瑞浪市建設水道部都市計画課又は恵那市建設部都市整備課

七 その他

公述申出書の提出期限までに公述の申出がない場合には、公聴会を開催しない。公聴会を開催しない場合には、その旨を県ホームページに掲載する。

公述人が陳述した要旨は県ホームページに掲載する。

別記一

一 都市計画変更案(素案)の概要

瑞浪都市計画区域及び恵那都市計画区域において、国道十九号瑞浪恵那道路に係る都市計画道路の変更を行う。

1 変更箇所

- (一) 瑞浪都市計画区域 山野内鶴城線の名称を国道十九号線に変更し、路線を延伸する。

(二) 恵那都市計画区域 一般国道十九号線を延伸する。

2 変更概略図

別記三、四のとおり

3 その他

瑞浪都市計画及び恵那都市計画のうち、瑞浪恵那道路に係る事業について、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)に基づき、あらかじめその事業が周辺環境に及ぼす影響についての調査、予測及び評価を行う。

別記二

公述申出書

平成24年3月2日付けで岐阜県公報に登載された瑞浪都市計画道路の都市計画変更案(素案)について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

岐阜県知事 古田 肇 様

公述申出人

住 所

(ふりがな)

氏 名

TEL

印

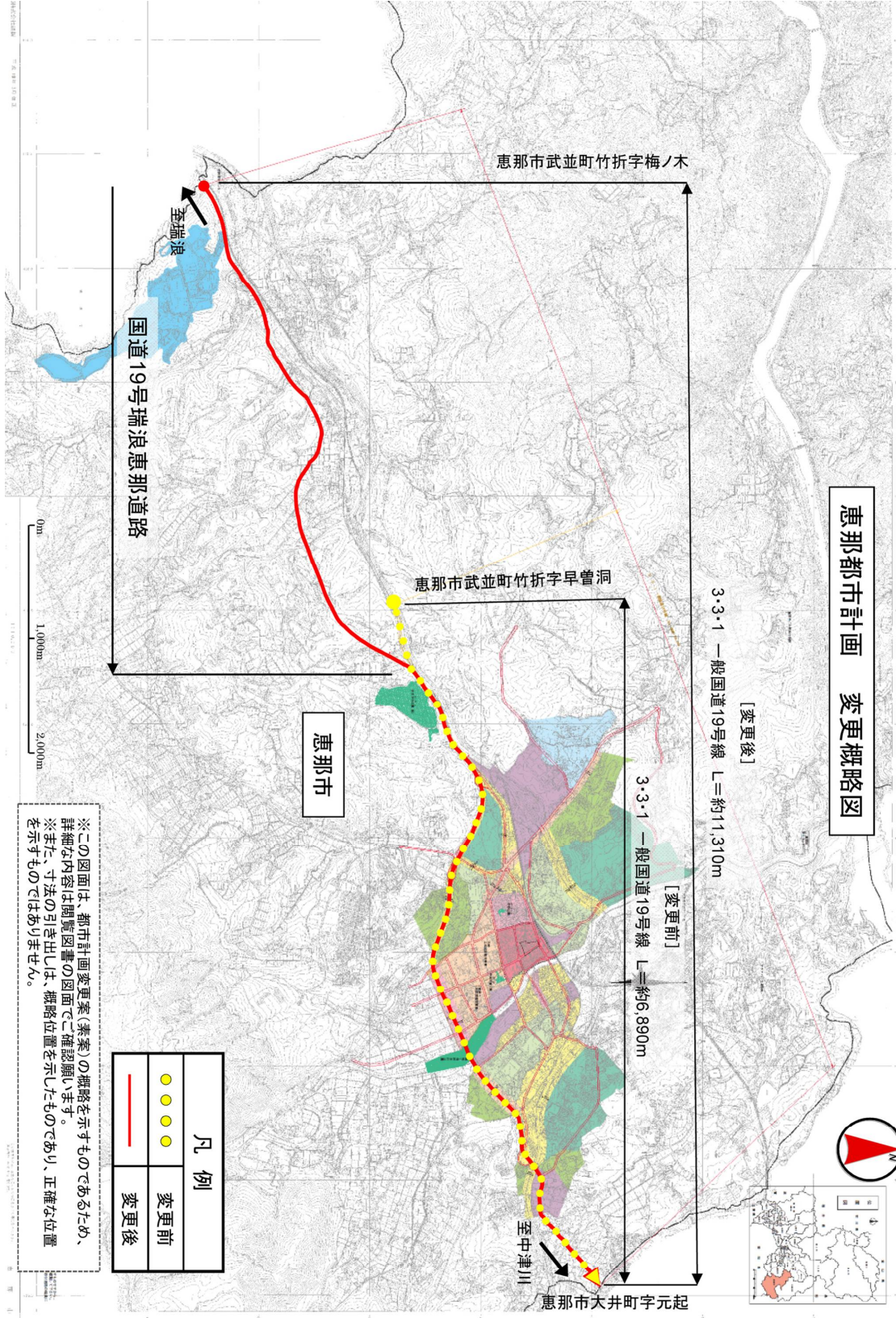
意見の要旨及びその理由

- (注)
- 1 用紙はA4判の大きさとしてください。
 - 2 意見の要旨とその理由を区分して記載してください。
 - 3 恵那都市計画道路に対する公述を希望される場合は、書式中の「瑞浪都市計画道路」の部分を「恵那都市計画道路」としてください。

別記四

000 地形図

恵那都市計画 変更概略図



平成二十四年三月二日発行

発行者
所

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター